

力を合わせて、冬の盛岡を安全・快適に

# 除排雪

## 1 本年度の除排雪体制

本年度の除排雪の対象は、市道のうち車道1513\*。(昨年度比2.6\*増)。これは盛岡から北九州間の距離に相当します。歩道は365\*。(同3.9\*増)です。次の出勤基準や優先順位などに基づき除排雪します。

### 除雪車はどんなとき出動するの？

- ①降雪量が約10\*を超えたとき
- ②路面の吹きだまりが著しいとき
- ③車体の底が接触するほどの「わだち」ができたとき

### 除雪作業の優先順位は？ 排雪するのはどんなとき？

#### <盛岡・都南地域>

##### ①バス路線などの幹線道路

6時完了を目標に除雪。大型車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します

##### ②バス路線以外の幹線的な道路

7時完了を目標に除雪。一般車両の擦れ違いが難しい場合は排雪します

##### ③生活道路

②の路線終了後、順次除雪。一般車両の通行が難しい場合は排雪します  
※除雪作業時間は降雪状況で変わります

#### ●除雪と排雪の違い

除雪：道路上の雪をかき分け通行スペースを確保する作業  
排雪：雪をトラックに積み込み、雪置き場へ運搬する作業

#### <玉山地域>

市道や農道、林道などの生活路線を区域ブロックに分けて、通勤・通学時間帯前の完了を目標に除雪します。

### 大量に雪が降った時の対応は？

積雪が40\*を超えて市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがある場合、豪雪対策本部を設置します。関係機関と協力して、除排雪に関する問い合わせの受け付けや現地確認の体制を強化します。

## 2 除排雪作業にご協力ください

昨年度、除排雪や凍結防止剤の散布にかかった費用は、市全体で約6億1900万円。市は業者などに委託して、できる限り除排雪作業に取り組みますが、路地や戸口の除排雪までは行き届かない状況です。安全に効率よく作業するため、次のことにご協力ください。

### 出入口の除雪に協力を

除雪車が通った後、道路脇には寄せられた雪が残ります。戸口の雪は各家庭に必要なに応じて除雪するよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 宅地などの雪を道路に出さないで

宅地などの雪を道路に出すと道幅が狭くなり、でこぼこになるため大変危険です。道路には絶対に出さないでください。

### 路上駐車はやめましょう

除排雪作業の妨げになるため、路上駐車や、車道や歩道へはみ出すような駐車はやめてください。

### 深夜、早朝の除雪作業にご理解を

除雪作業は、交通量の少ない深夜から早朝にかけて行われる場合があるため、除雪車のエンジン音や振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

### 凍結防止剤の散布

バス路線などの主要な交差点や急な坂道などの滑りやすい場所には、散布車を使って凍結防止剤を散布するほか、凍結防止剤を入れたドラム缶を設置します。滑りやすい路面で、車両がスリップしそうなときや、歩行者が滑って危ないときにお使いください。凍結防止剤はその場所だけの緊急用なので、持ち帰らないでください。

### 雪が降る前に準備をしましょう

- ◎屋根には雪止めを付けましょう。道路沿いの屋根から落ちる雪は、歩行者にとって危険です
- ◎道路にはみ出している樹木の枝は、除雪作業や通行の支障になります。枝を払うなど、適切に管理しましょう
- ◎道路と宅地の段差に設置している踏み板は、除排雪のみならず通行の支障になるため撤去しましょう



自分で除雪は難しい... どうしたらいいの？

## 福祉除雪のお知らせ

来年3月31日(火)まで

### 市職員による福祉除雪

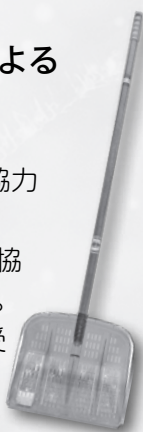
市は、1人暮らしの高齢者や身体障がい者などの世帯で、家庭や地域での除雪が困難な場合に、玄関先から道路出入口までの通路を除雪します。原則、受け付けた翌日以降に作業します。

【申し込み】積雪時に市除排雪対策本部 ☎603-8004で電話受け付け

### 施設や団体などの協力による福祉除雪

市社会福祉協議会が、雪かき協力団体を派遣します。

【申し込み】積雪時に市社会福祉協議会 ☎651-1000で電話受け付け。活動できる範囲に限られるので、受け付け後、派遣できるかどうかや派遣費用などについて連絡します



## 3 除雪の際にご利用ください

申し込みや問い合わせは道路管理課へどうぞ  
※玉山地域については玉山総合事務所建設課へ

### 凍結防止剤の配布

市道に散布する凍結防止剤を町内会・自治会へ無料で配布しています。道路が凍結し困ったときは、町内会・自治会から受け取りご利用ください。  
※凍結防止剤は雪かき後、1平方メートルあたり一握りほどを目安に散布してください

### 町内会・自治会に貸し出します

<小型除雪機>  
希望する町内会・自治会へ小型除雪機を無料で貸し出しています。保管場所がない町内会などには、1日単位で貸し出します。指定した場所での借り受け・返却が条件です。

### <運転手付きトラック>

町内会・自治会などで行う除排雪作業の際、たまった雪を運搬する運転手付きのダンプトラック(2トントラック、4トントラック)を無料で貸し出します。学校周辺で排雪する場合や積雪が35\*を超えた場合は、雪の積み込み用機械も併せて貸し出します。

## 雪置き場

大量にたまった雪は、市指定の12カ所の雪置き場(地図参照)をご利用ください。  
※新たに⑨三本柳の河川敷を指定しました ※盛岡南公園の敷地北側は今年から使用できません

☆雪置き場にごみを捨てるのは不法投棄となり、罰せられることがあります  
☆許容量を超えた場合は閉鎖することがあります。閉鎖の情報は市公式ホームページに掲載します



- ☆1 利用は8時から17時まで。10\*以上の車両は進入できません。混雑するので、なるべく他の雪置き場を利用してください
- ☆2 一般車両は河川敷沿いの道路を利用 ☆3 河川敷へは国道396号側から左折して進入するようご協力ください ☆4 10\*以上の車両は進入できません

## 除排雪の問い合わせ

除排雪対策本部の設置期間 12月1日(日)~来年3月31日(火)

- ▶市道 ※玉山地域を除く.....除排雪対策本部 ☎603-8004
- ▶農道 ※玉山地域を除く.....農政課 ☎613-8459
- ▶林道 ※玉山地域を除く.....林政課 ☎613-8451
- ▶凍結防止剤、小型除雪機、貸出ダンプトラック、雪置き場 ※玉山地域を除く.....道路管理課 ☎613-8543
- ▶玉山地域の市道・農道・林道・雪置き場など...玉山総合事務所建設課 ☎683-3839
- ▶国道4号.....国土交通省盛岡国道維持出張所 ☎636-0018
- ▶国道46号.....国土交通省盛岡西国道維持出張所 ☎687-5888
- ▶国道106号、396号、455号、県道.....盛岡広域振興局土木部道路環境課 ☎629-6646 (月~金曜の8時半~17時15分) ☎629-6521 (夜間、土・日曜、祝日)

### ホームページからお問い合わせ

電話による問い合わせは混み合うため、つながりにくくなる場合があります。市公式ホームページのお問い合わせ専用フォームをご利用ください。  
【広報ID】1001825

